

**育児休業取得で100万円の助成金**

●中小企業子育て支援助成金

【受給金額】

【制度の概要】

- ・子育て支援を行う中小企業に対する支援充実のため、育児休業取得者または短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業に対して助成金を支給する。

|             |       |                      |
|-------------|-------|----------------------|
| 1<br>人<br>目 | 育児休業  | 100万円                |
|             | 短時間勤務 | 60万～100万<br>(期間に応じて) |
| 2<br>人<br>目 | 育児休業  | 60万円                 |
|             | 短時間勤務 | 20万～60万円<br>(期間に応じて) |

【支給条件】

- ・従業員数が100名以下の中小企業であること
- ・一般事業主行動計画を策定・届け出ていること
- ・育児休業取得者、育児短時間勤務制度の適用者が初めて発生したこと。具体的には次のいずれかの措置を取ること

育児休業の付与

子の出生後6ヶ月以上育児休業を取得し、職場復帰後6ヶ月以上継続して常時雇用されていること

短時間勤務制度の適用(3歳未満)

3歳未満の子を持つ従業員が6ヶ月以上短時間勤務制度を利用したこと

【実施期間】

- ・平成18年度から5年間

【ポイント】

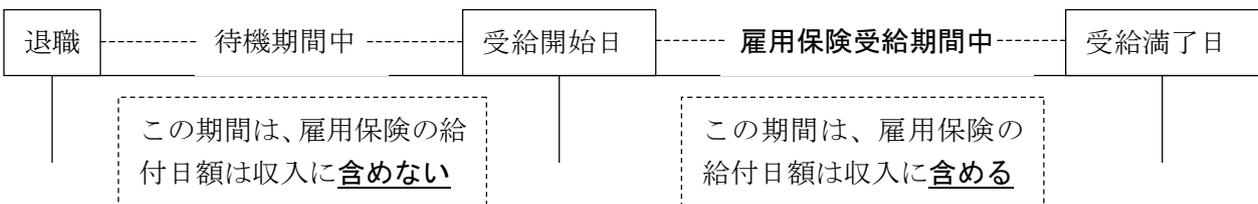
女性社員を積極的に活用している企業におかれては利用価値があるかもしれませんね。ただし、300人未満の企業には義務づけられていない「一般事業主行動計画」の届出が受給するか否かの判断ポイントになるでしょう。

**健康保険の被扶養者認定基準について**

先週、下関社会保険事務所の事務連絡として、雇用保険受給手続き中の方が健康保険の被扶養者に入る場合は、雇用保険(失業手当)の給付も収入とみなすので留意して欲しい旨の文書の配布がありました。文書だけではちょっと分かり難いので、図表にしてみました。

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 60歳未満の方 | 給付日額(基本手当日額)が、3612円以上(130万円÷360日) |
| 60歳以上の方 | 給付日額(基本手当日額)が、5000円以上(180万円÷360日) |

上記の金額以上のある場合は、雇用保険受給期間中は被扶養者として認められませんので、受給開始日から5日以内に削除に係る被扶養者(異動)届の提出が必要になります。雇用保険受給満了により被扶養者としての上記認定基準を満たす場合は、再度認定申請の手続きを行うことができます。



このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させて頂きます。よろしくお願ひします。

FAX番号45-7166 不要 貴社名 \_\_\_\_\_